

This Monthly Paper that connects the Clients and AI-Jimusho

Vol.2013

AI Contact

10

AI See You

私たちは、企業と人財の発展を見守り、
適切なアドバイス&サポートで、お客さまのリクエストにお応えいたします

Monthly Topics

10月の話題

- **厚労省、職場のパワーハラスメント対策ハンドブックを作成**：厚生労働省は、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組を推進するため、企業の取組の好事例などを紹介した「職場のパワーハラスメント対策ハンドブック」を作成し、公表しています。ハンドブックでは、17社の取組の好事例を紹介しており、取組に着手していない企業にとっては参考となるでしょう。
- **10月1日から労働安全衛生規則が一部改正されます**：平成25年10月1日から、機械による危険の防止に関する一般基準である労働安全衛生規則第107条に、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理の作業に加え、「調整の作業」を行う場合も、労働者に危険を及ぼす恐れがあるときは、機械の運転停止義務の範囲に追加されました。
- **平成24年分民間給与実態統計調査**：2012年末日現在の民間事業所の源泉徴収義務者数は350万件で、前年比3万件(0.8%)増、給与所得者数は同5万人(0.1%)減、年間の平均給与額は408万円と同0.2%減となっています。



清澄庭園にて (2013.10 撮影：古谷)



社会保険労務士法人 相事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル4階

Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352

URL <http://www.sr-aijimusho.co.jp> / Email info@sr-aijimusho.co.jp

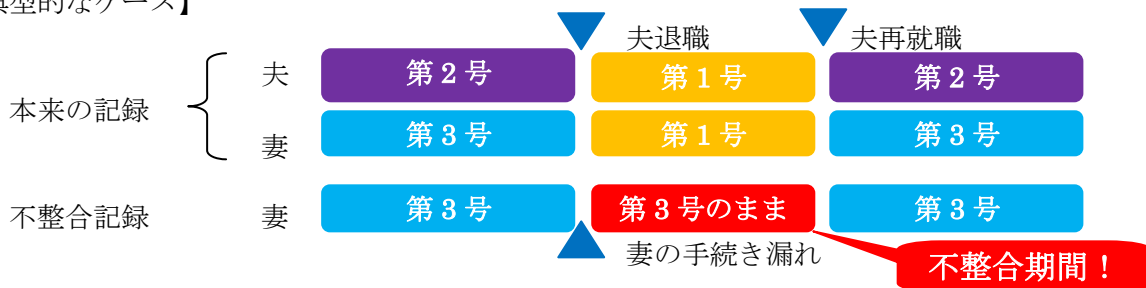
<特集>主婦年金追納法

平成 25 年 6 月 26 日、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下、改正法といいます）」が公布されました。一部はすでに施行（平成 25 年 7 月 1 日）されていますが、そのなかの主要項目である「主婦年金追納法」の概要をご紹介します。

■成立の背景

会社員や公務員に扶養されている配偶者（おもに妻）は、毎月の保険料を納付せずとも 65 歳から年金を受給することができます。第 3 号被保険者といいますが、夫の退職等により第 1 号被保険者になるところ、手続きを怠ったため第 3 号被保険者のままの人がいます。その結果、本来の額より高い年金を受けていたり、受給できない年金をもらっている問題が判明しました。この「第 3 号不整合記録問題」を解消すべく主婦年金追納法が成立しました。

【典型的なケース】



■不整合期間解消の流れ

- 年金機構が不整合記録者に訂正の通知を発送，本人手続又は職権により第 1 号被保険者期間に種別変更する。
- 種別変更された期間のうち，時効にかかる期間は届け出により「特定期間」となる。特定期間は「カラ期間」扱いとなり，受給資格期間には算入されるが年金額の計算からは除かれる。
- 特定期間のうち過去 10 年分の期間（60 歳以上の人は 50 歳～60 歳の期間）は，保険料を追納（特例追納）することができる。特例追納ができる期間は，平成 27 年 4 月から平成 30 年 3 月までの 3 年間。
- 平成 30 年 4 月より，1～3.までの訂正や届出，納付実績に応じた年金額に変更する。ただし減額された年金が従来額の 90%未満になった場合は 90%の額とする。

POINT

- 特定期間への変更手続きが漏れると，種別変更された期間のうち時効にかかる期間は原則未納期間となります。「特定期間該当届」を忘れずに提出しましょう。
- 特例追納する際には，90%保障との損益分岐点を事前に検討しておくことが必要です。

| 特例追納シュミレーション | 現在 | 30 月分追納 | 10 月分追納 | 追納しない |
|-------------------|--------|---------|---------|--------|
| 納付済月数／時効消滅不整合月数 | 250／50 | 280／20 | 260／40 | 270／30 |
| 平成 30 年 4 月からの年金額 | | 280 月分 | 270 月分 | 270 月分 |

30 月分納付しても追納しない場合より 10 月分しか増額しない。また 10 月分追納では追納では、保険料が掛け捨てになってしまう。

■その他の改正項目

- 厚生年金基金制度の改正 —平成 26 年 4 月施行予定—
主婦年金追納法とあわせて改正法の主要項目です。新設基金の禁止。代行割れ基金について 5 年以内の早期解散など，厚生年金基金制度の縮小・廃止の方向性が明確化された内容になっています。
- 特例スライド水準の解消 —平成 25 年 10 月分支給より—
本来水準と特例水準の年金額の格差（2.5%分）解消に向けて，10 月分の年金より 1%減額されます。12 月振込の年金より反映され，残り 1.5%分は平成 26 年 4 月，平成 27 年 4 月より段階的に調整されます。
- 支給停止事由該当届（様式 583 号）の提出が不要に —平成 25 年 10 月より—
年金をもらいながら雇用保険の給付（基本手当，高齢雇用継続給付）を受けている場合に提出する用紙の届出が簡略されることになりました。

『入院前には限度額適用認定証を！』

- 健康保険法第 115 条 高額療養費 -

季節の変わり目は体調を崩しやすいものです。万が一入院なんてことになってしまったら、健康保険上、何か準備ができるのでしょうか。

今月も増田社長は岡田社労士と話し合っています。何やら近々入院することがわかっている従業員がいるようです。ちょっとのぞいてみましょう。

登場人物

増田社長:平成 24 年に小売業として起業。今までは雇われる身だったが、事業主となり労働問題を直面している。マジメな性格の持ち主。

岡田社労士:働き盛りの 36 歳。雇用問題と自分のメタボ問題が最近のトレンド。一風変わった芸風を持っている。

増田:「10 月に入って肌寒くなったり、暑くなったり忙しいなあ…。こりゃあ気を付けないと私もすぐに体調を崩しかねないなあ」



岡田:「こんにちは。本当に寒くなったり暑くなったり忙しいですね。私は不覚にも風邪を引いてしまい、三連休はずっとベッドの上で過ごしてしまいましたよ…」

増田:「おやおや、お大事になさってくださいね。そんな時に質問してしまって申し訳ないのですが、実はうちの社員で、肺炎をこじらせてしまって来週早々には入院しないとならないものがあります。入院すると費用がすごくかかるじゃないですか。事前に何かしてあげられることってないのかを一応確認しておきたい」

岡田:「それは大変です…。確かに入院となりますと病気はもちろんですが、費用も不安ですからね。そういう時は、少しでも治療に集中してもらうために、入院される方へ『限度額適用認定証』の発行を提案されるというですよ！」

増田:「『限度額認定証』…?それは一体どういうものなんですか?」

岡田:「それはですね…」

「限度額適用認定証」とは、70 歳未満で入院される方や外来で療養を受ける方が、健康保険証と併せて保険医療機関、保険薬局等の窓口へ提出することで、窓口支払を自己負担限度額までに留めてくれる書類です。

* 自己負担額は、その方の収入に応じて変動します。

70 歳以上の現役並み所得者・一般所得者の方は、70 歳を超えると保険者より「健康保険高齢受給者証」が送られてきます。そちらが同一の役割を果たしますので、限度額適用認定証は不要です。

増田:「それは大事な書類ですね! さっそく発行してあげないと! ちなみに発行するにあたって何か注意する点や必要な添付書類ってありますか?」

岡田:「申請書には、会社の証明をする必要ありませんが、本人の捺印が必要となります。また、稀にですが、その方の健康保険証の写しも提出しなければならないこともありますので、その点は保険者に確認しておく必要があります」

注) 保険者: 協会けんぽや健保組合など

増田:「なるほど、わかりました。ではさっそく申請書に入院予定者の捺印をもらってきます。それとついでに健康保険証のコピーも念のためもらっておくかな」

岡田:「お願いいたします。あ、それと申請書に入院期間を記載するのですが、いつまでかご存知ですか?」

増田:「来週からなので 11 月 1 日から 11 月 10 日くらいまでって言うてたかな。あまり長期ではないようなので良かったですよ」

岡田:「そうでしたか! 短期間で済むようでしたら良かったですね! ちなみにですが、認定証は、療養の期間に合わせて最長 1 年間の範囲で作成することができますので、入院期間+1 か月くらいの期間で作成しても良いかもしれませんよ」

増田:「何もないのが一番ですが、念のため期間を長く取っておいたほうが安全ですもんね。了解です」

岡田:「病気が治ったり、認定証の使用期限が過ぎたら、保険者に返納しないといけませんので、ご本人様にお伝えくださいね」



増田:「わかりました!」

★ここがポイント!

■70 歳未満の自己負担限度額 計算式

| 区分 | 自己負担限度額 | 多数該当* |
|-------------------------|----------------------------------|----------|
| 上位所得者 (標準報酬 53 万円以上) | 150,000+ (医療費 - 500,000 円) × 1% | 83,400 円 |
| 一般所得者 | 80,100 円+ (医療費 - 267,000 円) × 1% | 44,400 円 |

* 多数該当とは、診療月以前 1 年間に 3 回以上の高額療養費の支給を受けた (受けられる) 場合は、多数該当となり 4 回目から自己負担限度額が軽減されます。

■限度額適用認定証を発行せずに高額な費用がかかってしまった場合

限度額適用認定証を発行し忘れたり、結果的に費用が多額になってしまい限度額適用認定証を発行していなかった場合、「高額療養費支給申請書」を保険者に提出することで自己負担限度額を超えた分が、あとで払い戻されます。ただ、事前に入院することがわかっている場合には、「限度額適用認定証」を利用した方が安心です。

特集に書ききれなかったことの雑感になります。

10月から特例スライド水準の解消が始まり、年末には問い合わせが増えることが予想されますが、制度改正という点では来年4月のほうが大きな変動期にあたります。

代表的な内容をあげると遺族基礎年金の受給権者に“子のいる父”が加わり、未支給年金の請求範囲が“3親等”以内の親族に拡大されます。保険料の分野も改正が行われます。“産休中”の社会保険料が免除され、国民年金保険料が“2年”前納ができるようになり、同じく免除は過去“2年”まで遡及されます。障害者への配慮もなされます。老齢厚生年金にかかる障害者特例は“請求月の翌月”から“障害状態にあると判断される時”にさかのぼるようになり届出遅延による不利益な運用が改善されます。また障害年金の額改定請求（等級変更）は1年の待機期間が設けられていましたが、明らかに障害の程度が増進したと確認できる場合には、1年経過していなくても請求できるようになります。

総じて平成26年4月からの改正は受給権者の拡大をうながす内容が多い印象です。主婦年金追納法も負担と給付の公平性を考えると“90%補償”の扱いには正直疑問を感じますが、それでも一部の受給水準を保護することで社会保障制度全体の信頼を維持しようとする判断がされたものと理解しています。

年金相談にわずかでも携わる身としては、掛けていただいた保険料だから少しでも受給につながると良いなあと考えます。相談にみえる方に最適な回答を、これからもご提供していきたいと思えます。（三倉）

やさいのちから

【みょうが - 茗荷 - Zingiber Mioga】

茗荷は、熱帯アジア原産の野菜のひとつで、ショウガに似ています。独特の香りが好まれ、また特有の紅色が目を楽しませてくれます。量を多く食べるものではありませんが、そば、そうめんなどの薬味やさしみのつまとして利用されています。

香りの成分は**アルファピネン**という精油成分で**発汗、呼吸、血液の循環**を良くする働きがあります。辛味成分には、**口内炎やのどの痛み**に有効な成分が含まれているようです。また、大脳皮質を刺激して、**頭をシャキッとさせる効果（眠気覚まし）、発汗効果、熱冷まし**の効果も期待できます。

また茗荷は、日本十大紋の一つで、「冥加」という響きも相まって、縁起がいいということで広く広まっています。
(撮影：古谷)



おききの

行ってみた・やってみた

第2回【強い味方、現る】

前回、この場で威勢よく減量宣言を致しましたが、正直なところ現時点(10月10日現在)大きな変化はありません。1か月ほどで劇的な変化があるのであれば誰も苦勞しないですね。

ただ、自分なりに努力はしているのであります。帰宅時に最寄り駅より1駅、時には2駅前で下車して歩いたり、近くの多摩川土手を歩いてみたりと。

そんな感じでもがいていましたら、なんとも気になる商品が発売されました。

サントリーの「特茶」というモノで「体脂肪を減らす」と謳っているではありませんか！う〜ん、なんといい響き(笑)。飲んでいただけで減っていくわけではないでしょうが、しばらくこの特定保健用食品を試してみたいと思いまーす！
榎本



編集好機

最近では若者のクルマ離れが進んでいるといえます。都内でクルマを持つこと自体が大変なことなので、ある意味自然の成り行きと取れるところもあるかもしれません。

そんな中人気が出ているのが安価なレンタカーとカーシェアリングです。手ごろな値段で、使いたい時間だけ使うことができますので、自分のクルマを持たない若者が使っているというのです。

先日、仕事の関係で数時間クルマを使うことがあり事務所近くで探したところ、格安のレンタカーとカーシェアリングが点在していることに気づきました。選んだのはレンタカーでしたが5時間使っても2千円強という価格。以前からこの話は聞いていたので、いつか使ってみようと思っていたところでした。

もちろん高級車とかではなく、いわゆる小型車のファミリーカー。年式は当然古くなりますが、ちょい乗りする程度なら十分と言ったところ。ただ、普段慣れているクルマと比べると、ブレーキの効きが今一つだったりもしましたが、そんなことを除けば、動けて、荷物を運んでくれて、それでいて安いというのは、今時の乗り物なのかもしれません。

とはいえ、僕たちの世代はクルマがステイタスだったのもあり、乗ってて楽しいクルマがいいなあと感じたのでした。
文責：福島

